

新型コロナウイルスワクチン3回目追加接種

問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種担当
☎0120-840-085 (青梅市コールセンター)

接種の前倒し対応

これまで2回目接種完了から8か月目を迎える方から順次接種券を発送し、1月29日から3回目追加接種を開始しました。2月からは、国の方針に基づき接種時期の前倒しについて順次対応します。

ただし、予約集中を回避するため、一定の区切りを設け、時期をずらして接種券を送付します。接種券がお手元に届きましたら予約可能となります。予約方法等は接種券に同封の案内をご覧ください。

ワクチンの種別

3回目追加接種用として、ファイザー社およびモデルナ社のワクチンが供給されています。接種を進めていくにあたり、両方のワクチンを使用することが前提となっています。1・2回目と3回目の接種とで異なる会社のワクチンを接種することは、問題がないと国で確認のうえ使用が承認されています。

今後の接種におきまして、ファイザー社およびモデルナ社のワクチンを併用していきますが、あらかじめワクチン種別を選択することはできませんのでご了承ください。

なお、インターネット予約の場合、予約完了画面にその会場で使用するワクチン種別を表示します。また、接種会場においてもワクチン種別を表示します。※ファイザー社およびモデルナ社のワクチンに関する説明書は市ホームページ(記事ID…54781)に掲載しています。

接種券の発送に際し、すべての方が予約できるだけの予約枠を整えています。接種券到着直後は、一時的に申し込みが集中する場合がありますが、焦らずにお申し込みください。

なお、インターネット予約をご利用いただくとスムーズに予約できます。

5～11歳の接種

5～11歳の方のワクチン接種は、国において使用についての承認手続き中です。今後、承認された内容等に基づいてご案内する予定です。



△新型コロナウイルス市ホームページ二次元コード

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和4年1月21日時点の情報で作成しています。今後、国の方針等により内容が変更となる場合があります。

最新の情報は、随時更新しますので、市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が発令中！引き続き感染拡大防止にご協力を

問い合わせ 健康センター ☎23-2191

オミクロン株は、高い感染力が指摘されていますが、これまでと同様、マスクの正しい着用、手洗い、うがい、三密の回避、換気といった基本的な感染予防対策の徹底、そしてワクチン接種により、感染を防ぐことや重症化を予防することができます。

現在新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が適用されています。不要不急の外出の自粛等、引き続き、感染予防の継続をお願いします。

市施設の利用自粛によるキャンセル

今回のまん延防止等重点措置の適用期間中に、感染拡大防止のため市施設(市民センター、ネットたまぐーセンター、福祉センター、住友金属鉱山アリーナ青梅、屋外体育施設等)の利用を自粛する場合は、使用料を還付していますので各施設にお問い合わせください。

～旅して応援～「あそぼうよ！青梅」日帰り・宿泊キャンペーンの販売とツアーの一時休止

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、広報おうめ1月1日号でお知らせしたツアー商品の販売とツアー実施を一時休止します。

すでにお申し込みいただいている方には、委託先の旅行会社より順次連絡しています。販売再開や3月以降のツアーの実施については決まり次第お知らせします。

商品の販売休止 2月13日(日)まで
ツアー中止 2月中に実施予定のものすべて
※今後の状況で延長する場合があります。

問い合わせ ～旅して応援～「あそぼうよ！青梅」事務局(株)JTB東京多摩支店内)
☎042-521-5552(祝日を除く月～金曜日の午前9時30分～午後5時30分)、市商工観光課観光係

子育て世帯等への給付金の申請期限

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯等に対する生活支援として、子育て世帯生活支援特別給付金事業と子育て世帯等臨時特別支援事業を行っています。

申請期限は2月28日(新生児除く)です。申請が済んでいない方は早めに申請してください。詳細は次の市ホームページをご覧ください。

①ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯)の方(記事ID:33268)
②ひとり親世帯以外(児童手当受給非課税世帯)の給付金担当

方(記事ID:35881)
③18歳以下の児童を養育している子育て世帯等(児童手当受給者等)の方(記事ID:53425)

①は令和3年5月、②は3年7月、③は令和3年12月から支給しています。

問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策子育て給付金担当

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する第1号被保険者(65歳以上)は、申請により介護保険料の減免が特例で受けられます。

① 対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が前年と比べて3割以上減少した場合で、減少する額が見込まれる事業収入等に係る所得以外の

前年の所得が40万円以下の第1号被保険者
※年金収入のみの方は対象外です。条件や計算方法は、市ホームページ(記事ID:22449)をご覧ください。
申請方法 3月31日(必着)までに郵送または直接介護保険課(市役所1階)へ
問い合わせ 介護保険課介護保険管理係

表1 減免対象保険税(料)額の計算式

減免対象保険税(料)額 = A × B ÷ C	
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額	
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額	
C: 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	

表2 減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1千万円以下	10分の2

対象の世帯 次のいずれかに該当すること
① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の(1)～(3)に該当する世帯
世帯の主たる生計維持者について、(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込み

であること(2) 前年の合計所得金額が1千万円以下であること(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること
減免額 ①に該当: 全額免除
②に該当: 表1の減免対象保険税(料)額に表2の減免割合をかけた金額
※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合等は、前年の合計所得金額にかかわらず、表1で算出した減免対象保険税(料)額の全額が免除されます。

対象となる保険税(料)
① 令和3年度分の保険税(料)で、▽普通徴収: 令和3年4月1日～4年3月31日に納期限が到来するもの▽特別徴収: 令和3年4月1日～4年3月31日に特別徴収対象の年金給付の支払日を設定されているもの
② 令和2年度分の保険税(料)で、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月1日～4年3月31日に納期限が到来するもの
申請方法 3月31日(必着)までに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で保険年金課へ
※持参可
※必要書類等は、市ホームページ(記事ID:1938722272)参照
またはお問い合わせください。

▽後期高齢者医療保険料: 同課後期高齢者医療係
▽国民健康保険税: 保険年金課資格課係
▽後期高齢者医療保険料: 同課後期高齢者医療係

次号の発行は2月15日です

市役所・市主催事業等へお出かけの際は、マスクの着用、体温の測定、手指の消毒、ボールペンのご持参にご協力ください。体調がすぐれない場合は、ご遠慮ください。